

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表1号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成28年5月24日

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 28 年 5 月 11 日（水）

3. 監査対象の課等

農業委員会事務局

4. 監査の期間、範囲、事務

- ①平成 27 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について
- ②監査重点事項は、平成 28 年度大磯町監査基本計画等による
- ③その他

5. 所掌事務の概要

農業委員会の運営に関する事務、農業委員の活動に関する事務、農政・農地に関する事項に係る事業等を行っている。

（根拠規定：大磯町農業委員会規程第 7 条）

6. 監査結果概要

平成 27 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

意見及び要望については次のとおりである。

- ・農業委員会の活動について
農地や後継者等、様々な課題をもつ農業施策の展開について、委員の経験力をもとに会の活性化を図りつつ進められたい。
- ・担当職員の育成について
兼務する事務局職員の人材育成により、農政施策の進展を図られたい。